

**武蔵野市第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画 答申(案)**  
中間のまとめ以降の主な修正箇所(新旧対照表)

1 第3期健康福祉総合計画

※内容に影響を及ぼさない文言整理や数値の修正は掲載していません。

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
1	目次 (最終)	—	<b>文言の追加</b> 目次の最後に、「※元号「平成」の表記について」を追加
2	2	本文16行目、22行目 ・「武蔵野市第1期健康福祉総合計画」 ・「武蔵野市第2期健康福祉総合計画(健康福祉総合計画2012)」	<b>文言の修正</b> 本文16行目、22行目 (⇒冊子名称に修正) ・「武蔵野市健康福祉総合計画」(第1期) ・「武蔵野市健康福祉総合計画2012」(第2期)
3	4	—	<b>図表の修正</b> 図表1-1-2 武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画策定イメージ ・他計画との連携示す「矢印」の長さを変更。
4	8	—	<b>文章等の追加・修正</b> 第7項 計画策定までの流れ については、パブリックコメントの応募者数等を掲載。
5	9	—	<b>文章等の追加・修正</b> 第8項 市民意見交換会の実施 については、参加者数等を掲載。
6	11	—	<b>日程の追加</b> 図表1-1-9 健康福祉総合計画策定の全体スケジュールについては、策定委員会等の日程を追加。
7	13	—	<b>図表の修正</b> 図表1-2-1 人口の推移と将来の見通し については、平成29年度(H29/10/1)の人口を推計値から実績値(実数)に変更。
8	17	—	<b>図表の修正</b> 図表1-2-6 認知症高齢者数の推移 については、平成29年度(H29/7/1)の最新データを掲載し、27・28・29年度の3か年とした。
9	30	第2項 施策体系 重点的取組み5の横断共通する施策 ・中重度の方を支える施設の整備	<b>文章の修正</b> 第2項 施策体系 重点的取組み5の横断共通する施策の一つ目を以下のとおり修正 ・複合的なニーズに対応する新しい施設の検討
10	33	主な施策の取組み 「『健康長寿のまち武蔵野』の推進」5つ目 ・高齢化等、社会環境の変化に対応しながら、より多くの市民が主体的に健康づくりに取り組めるようにしていくため、情報発信協力パートナー登録事業所協力による健康づくりの推進など、地域の団体、企業、NPO法人、市内大学との連携を深めつつ、地域社会全体で支え合う環境づくりを進めていきます。【高齢・健康】	<b>文章の修正</b> 主な施策の取組み 「『健康長寿のまち武蔵野』の推進」5つ目 ・高齢化等、社会環境の変化に対応しながら、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病予防、介護予防等、市民の主体的な健康づくりを支援するさまざまな事業を展開します。【健康】 ・民間企業、NPO法人、市内大学との連携、健康情報発信協力パートナーの効果的な活用等、地域資源を有効に活用しながら、地域社会全体で支え合う環境づくりを進めていきます。【健康】
11	34	図表 1-3-3 人材の掘り起こしと育成のイメージ 「いきいき支え合いヘルパー」	<b>文言の修正</b> 図表 1-3-3 人材の掘り起こしと育成のイメージ 「武蔵野市認定ヘルパー(いきいき支え合いヘルパー)」
12	41	<b>文言の修正</b> 1 相談支援体制の充実とネットワークの強化 1つ目の■の本文中 ・障害福祉サービスを受けている方の認知症高齢者の介護	<b>文言の修正</b> 1 相談支援体制の充実とネットワークの強化 1つ目の■の本文中 ・障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
13	43	<p>主な施策の取組み「相談支援体制の充実とネットワークの強化」一つ目</p> <p>・高齢者、障害者、子どもなどに関わる様々な相談機関の窓口から生活困窮相談窓口確実に「つながる」よう、生活困窮の相談窓口の周知を図るとともに、相談機関間の横断的な連携を強化します。</p>	<p><b>文章の追加及び修正</b></p> <p>主な施策の取組みの一つ目に以下を追加。</p> <p>・第3期健康福祉総合計画の基本理念となる地域リハビリテーションの推進のため、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。【地域】</p> <p>主な施策の取組みの二つ目「相談支援体制の充実とネットワークの強化」を以下のとおり修正。</p> <p>・高齢者、障害者、子どもなどに関わる様々な相談機関や地域の団体が、生活困窮者を早期に発見し支援につなげられるよう、「生活困窮者自立支援庁内連絡会議」など、庁内・庁外の関係団体との連携を強化します。</p>
14	44	<p>2 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 2つ目の■</p> <p>■国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進計画を策定していますが、市町村においても計画を策定するよう努めることとされているため、本市における計画の策定を検討します。</p>	<p><b>文章の修正</b></p> <p>2 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 2つ目の■を3つ目に移動し、内容を一部変更。</p> <p>■国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定していますが、市町村においても計画を策定するよう努めることとされているため、<u>成年後見制度推進機関や関係者の意見を聞きながら</u>、本市における計画の策定を検討します。</p>
15	45	<p>「成年後見制度利用促進基本計画の検討」の内容</p> <p>・武蔵野市福祉公社と連携し、計画策定に向けて検討いたします。</p>	<p><b>文章の修正</b></p> <p>「成年後見制度利用促進基本計画の検討」の内容</p> <p>・(公財)武蔵野市福祉公社等関係機関と連携し、<u>計画策定に向けた検討を行っていきます。</u></p>
16	48	—	<p><b>文章の削除</b></p> <p>4 日常生活圏域</p> <p>■の記載の2段落目の文章を削除。</p>
17	54	—	<p><b>文章・図表の修正</b></p> <p>図表1-3-18 地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)のイメージについては、国・都の介護人材対策の表を削除し、「<u>地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)</u>」の業務にあたっては、国、都における人材対策事業との連携と役割分担が必要です。」の文章を残した。</p> <p>※地域包括ケア推進人材育成センターの記載に誤り有。</p>
18	55	<p>主な施策の仕組み「福祉人材の確保及び育成」9つ目</p> <p>・立ち上げが予定されている「武蔵野市社会福祉法人連絡会(仮称)」において、<u>各種情報提供及び研修会の支援等を行うなど</u>、人材の定着及び福祉サービスの質の向上につなげます。【地域】</p>	<p><b>文章の修正</b></p> <p>主な施策の仕組み「福祉人材の確保及び育成」9つ目</p> <p>・立ち上げが予定されている「武蔵野市社会福祉法人連絡会(仮称)」に対して、<u>各種情報提供及び研修会の支援等</u>を行います。【地域】</p>
19	55	<p>・サービス量の確保及びサービスの質の向上を目的に、介護人材の発掘、養成(スキルアップ)、相談・情報提供、事業所支援までを一体的に行う、総合的な人材確保・養成機関として、「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)」を設置します。【地域】【高齢】</p>	<p><b>文章の修正</b></p> <p>・<u>介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所支援までを一体的に行う、総合的な人材確保・養成機関として、「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)」を設置します。</u>【地域】【高齢】</p>

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
20	56	<p>1 中重度の方を支える「小規模多機能施設」の整備            ■(略)            ■医療処置が必要な方にとっては、在宅だけでなく、時に老人保健施設や病院を利用する必要がある方もいます。在宅生活を維持することは、多様なニーズに応えられることで、どの程度の施設で、多様なニーズへの細かい対応が可能か検討していくことが必要です。            ■医療と介護の連携強化のような、多様なニーズに応じていくためには、例えば訪問看護の機能を備えた小規模多機能の施設を整備していくことも考えられます。</p> <p>主な施策の取組み「中重度の方を支える施設の整備」2つ目</p> <p>・重度の障害があっても住み慣れた地域の中で働く場所を確保できるよう、事業所独自では整備を図ることが難しい生活介護施設の整備に向け、市有地活用も含めた整備の促進を検討します。【障害】</p>	<p><b>見出し及び文章の修正</b></p> <p>1 複合的なニーズに対応する新しい施設の検討            ■(略)            ■医療ニーズの高い市民が今後さらに増える中で、医療と介護の複合的な課題のある中・重度の要介護者や障害者の多様なニーズへの細かい対応が必要です。</p> <p>■中・重度の要介護者や障害者の医療ニーズに応えるために、例えば訪問看護の機能を備えた小規模多機能の施設を整備していくことも考えられます。</p> <p>主な施策の取組み「複合的なニーズに対応する新しい施設の検討」2つ目            ・平成31(2019)年度に吉祥寺北町5丁目に開設する障害者支援(入所)施設については、夜間緊急対応、体験入所などを付加したうえで、同施設を「地域生活支援拠点」として位置づけるほか、地域交流スペースを設け、住民参加・協力のもと、様々な交流機会を設けるなど、新しい障害者向けの施設を整備します。【障害】</p>
21	61	—	<p><b>文言・記載順の修正</b></p> <p>【対象となる健康福祉分野の施設について】は、全て「(原則として、建設後の経過年数の長い順に表記)」を削除し、掲載順に修正(次項参照)。</p>
22	62～72	<p>第2節 施設別の現況と今後の方向性(建設順)</p> <p>第1項 高齢者福祉施設</p> <p>1 シルバー人材センター</p> <p>2 北町高齢者センター</p> <p>3 高齢者総合センター</p> <p>4 吉祥寺ナーシングホーム</p> <p>5 桜堤ケアハウス</p> <p>6 吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター</p> <p>7 テンミリオンハウス</p> <p>第2項 障害者施設</p> <p>1 桜はうす・今泉</p> <p>2 障害者福祉センター</p> <p>3 みどりのこども館</p> <p>4 なごみの家</p>	<p><b>記載順の変更</b></p> <p>第2節 施設別の現況と今後の方向性</p> <p>第1項 高齢者福祉施設</p> <p>1 高齢者総合センター</p> <p>2 北町高齢者センター</p> <p>3 吉祥寺ナーシングホーム</p> <p>4 桜堤ケアハウス</p> <p>5 吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター</p> <p>6 テンミリオンハウス</p> <p>7 シルバー人材センター</p> <p>第2項 障害者施設</p> <p>1 みどりのこども館</p> <p>2 障害者福祉センター</p> <p>3 なごみの家</p> <p>4 桜はうす・今泉</p>
23	67～68	—	<p><b>文章の追加</b></p> <p>7 シルバー人材センター(健康福祉部分館)</p> <p>(2)現状と課題 本文 3段落目に次の文章を追加。            同センターは、高齢者の就労機会の確保及び社会参加促進の拠点としての機能を果たすため、事務局機能のみならず、家具等のリサイクルセンター、パソコン教室、小中学生向け補習教室、会員同士の交流や打合せのための会議室、手芸品の製作やその他作業等、一定のスペースと機能が求められます。</p>

2 第5期地域福祉計画

※内容に影響を及ぼさない文言整理や数値の修正は掲載していません。

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
1	81	—	<p><b>文章の追加</b></p> <p>5つ目の■</p> <p>■このうち、改正社会福祉法第4条では、地域住民、社会福祉を目的とする事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を地域福祉の推進に努める主体として位置づけ、地域共生社会の実現のために、福祉、介護、保健医療等に限らないあらゆる課題(地域生活課題)を把握し、関係機関と連携することで課題の解決を図るよう明記されています。</p>

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
2	82	—	<b>文章の追加</b> ＜参考＞改正社会福祉法(抜粋)において、第四条地域福祉の推進を掲載。
3	84	<p>第2節 計画の位置づけ</p> <p>本市における行政計画の体系では、第五期長期計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、<u>その基本となる計画として健康福祉総合計画があり、本計画はその中の地域福祉分野施策の推進を担う計画として位置づけられています。</u></p> <p>なお、本計画と同時に策定された第3期健康福祉総合計画は、<u>本計画を含めた健康福祉分野の個別計画のエッセンスとして重点的な取組みを定めたものです。</u>このことから、第3期健康福祉総合計画は、改正社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画の役割を包含する計画として位置づけられます。</p>	<p><b>文章の修正</b></p> <p>第2節 計画の位置付け</p> <p>本市における行政計画の体系では、第五期長期計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、<u>高齢者福祉、障害者福祉、健康推進・食育推進などの個別計画を策定していますが、本計画は地域福祉分野での施策の推進を担う計画として位置づけられています。</u></p> <p>なお、本計画と同時に策定された第3期健康福祉総合計画は、<u>健康福祉分野に関する個別計画に共通する横断的な課題や連携すべき課題を総合的に整理し、市の健康福祉行政の目指すべき方向性と総合目標を明らかにするとともに、重点的な取組みを定め、その推進を図るために定めたものです。</u>このことから、第3期健康福祉総合計画は、改正社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画の役割を包含する計画として位置づけられます。</p>
4	113	—	<b>図表の修正</b> 図表1-2-6 認知症高齢者数の推移 については、平成29年度(H29/7/1)の最新データを掲載し、27年度から3か年とした。
5	114	「成年後見制度利用促進基本計画の検討」の内容 <input type="checkbox"/> (公財)武蔵野市福祉公社と連携し、計画策定に向けて検討いたします。	<b>文章の修正</b> 「成年後見制度利用促進基本計画の検討」の内容 <input type="checkbox"/> (公財)武蔵野市福祉公社等関係機関と連携し、計画策定に向けた検討を行っていきます。
6	115	—	<b>文章の追加</b> (5)相談支援ネットワークの連携強化について5つ目の■として以下を追加 ■ 相談機関のネットワークの強化に向けて、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」の下部組織として、「実務担当者調整会議」を設置し、連携の強化や定期的な連絡等を充実させます。
6	123	3つ目の■ ■サービスの確保及びサービスの質の向上を目的に、介護人材の発掘・養成、相談、情報提供、事業所支援を行う「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)」の設置を検討します。	<b>文章の修正</b> 3つ目の■ ■福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成を目的とした、地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)を開設します。
7	124	「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置」の内容 <input type="checkbox"/> 介護人材・福祉人材の発掘・養成、スキルアップ、相談受付、情報提供、事業所支援までを一体的に行う総合的な人材確保・養成機関を設置します。	<b>文章の修正</b> 「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置」の内容 <input type="checkbox"/> 人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供までを一体的に行い、総合的に事業所・団体の人材確保の支援等を実施します。

### 3 資料集

番号	修正後・答申案の頁	中間のまとめ【修正前】	答申(案)【修正後】
1	129以降	—	<b>他計画との調整を図り、資料編の掲載順を変更</b> 1 委員会開催状況(策定計画) 2 市民意見交換会及びパブリックコメントに対する策定委員会の取扱方針 3 実態調査の結果(概要版) 4 団体ヒアリング報告 5～8 関連資料 9 用語集 10 策定委員会等設置要綱 11 策定委員会委員名簿